# 〇総務省告示第百五十九号

送受信 する 個 個 法 人 人 者等 律 情 情 報 報  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 部 個 保 を改 護 護 人 情 に に 関 関 正 報 す す  $\mathcal{O}$ する法律 る法 る法 保護 に関 律 律 及 (平成十五年法律第五十七号) 平 び す る 成二十 行 政手 指 針 続に 七 平 年 -成十六 法律第六十五号) お け る 特 年 総 定 務省  $\mathcal{O}$ 個 人を 告 第六条及び第八条の規定に基づき、  $\mathcal{O}$ 示 識 第六 施 行 別 す 百  $\mathcal{O}$ る 日 九十六号) た 平  $\Diamond$ ·成二十  $\mathcal{O}$ 番 号  $\mathcal{O}$ 全 九  $\mathcal{O}$ 年五 一部を 利 用 等 改 月三十 正 に 関 放 L

平成二十九年四月二十七日

日)

から施

行する。

放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン

総務

大臣

Щ

本

早苗

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 す Ś 共 通 原 則 (第四· 条 - 第三十三条)

第三章 視聴履歴の取扱い (第三十四条 – 第三十五条)

第四章 域外適用(第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条)

第一章 総則

#### (目的)

第 送受信 く拡 送受信者 条 大 者 L 本 等 てい 等 ガイドラインは、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 個 個 ることに 人 人 情 情 報 報 鑑 を  $\mathcal{O}$ み、 有 取 放送 用 り 扱 性 放送 に う 0 事 受 公共性 配 信 業 慮 者 者 L 及び高 等 0  $\mathcal{O}$ 遵 つ、  $\mathcal{O}$ 守 視 度情 放 す 聴 送 べ 履 報 受 き 歴 信 義 そ 通 者 信 務  $\mathcal{O}$ 等 等 他 社 会  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 権 0 内 個 利 進 容 人 利 を 情 展 に伴 益 明 報 を 5  $\mathcal{O}$ 保 7) 適 か 個 護 に 正 人情 す す な 取 るとともに、 ること 扱 報 1  $\mathcal{O}$ に 利 12 ょ 関 用 が り L 著 放 送 放 放 L

### (適用対象)

及

び

運

用

さ

れ

る。

 $\mathcal{O}$ 

健

全なな

発達

に

寄

与することを目

的とする。

第二 事 ,業者, 条 及 本 び ガ 匿 1 名 ド ラ 加 工 1 一受信 ン  $\mathcal{O}$ 者 規 情 定 報 は 取 扱 放 事 送 受信 業 者 者  $\mathcal{O}$ 遵 等 守  $\mathcal{O}$ す 個 べ 人 き 情 基 報 本  $\mathcal{O}$ 的 適 事 正 項 な を 取 定 扱 8 1 る 12 ₽ 関  $\mathcal{O}$ L とし 受信 て、 者 解 情 釈 報 さ 取 れ 扱

2 下 受信 法」 者 とい 情 報 う。 取 扱 事 業  $\mathcal{O}$ 者 規 及 定 及 び び 匿 本 名 ガ 加 1 工 一受信 ド ラ 1 者 情 ン に 報 従 取 扱 1 個 事 業 人 情 者 報 は、 を 適 個 正 人 に 情 取 報 ŋ  $\mathcal{O}$ 扱 保 わ 護 な に 関 け れ す ば る な 法 5 律 な 以

3 通 受信者: 原 則 を 情 遵 守 報 す 取 扱 る ほ 事 業 か、 者 第 は 三 章 視 聴  $\mathcal{O}$ 規 履 定 歴 に に 従 0 V) 1 て 適 正 は に 取 第 り 章 扱 わ に な 規 け 定 す れ ば る な 個 5 人 な 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 す る

### (定義)

第三 条 本 ガ 1 ・ドラ 1 シに お *(* ) · て 使 用 する用 語 は、 法 第二条に お ζ, て使用する用 語 0 例 に よる ほ

か、

共

次 0 各号に · 掲 げ る 用 語  $\mathcal{O}$ 意 義 は 当 該 各号 に定 め るところに ょ る。

放 送 放 送 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百三 十二号) 第二 条 第 号に規定する放送を . う。

放送 受信 者 等 次 (C 掲 げ る 者 を 7 う。

1 放 送 0 受 信 に 関 す る 契 約 を 締 結 する 者

口 放 送 番 組 放 送 法 第 条 第二十 人 号に 規 定 す る 放 送 番 組 を **(**) う。 以 下 同 ľ を 視 聴 す

る者

ハ 放 送 番 組  $\mathcal{O}$ 視 聴 に 伴 1 行 わ れ る 情 報  $\mathcal{O}$ 電 磁 的 方 式 に ょ る 発 信 又 は 受信を行 う者

二 項 放 規 送  $\mathcal{O}$ 受 る受 信 放 送 料 番 組 む。  $\mathcal{O}$ 視 聴 以 又 同 は  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ ノヽ  $\mathcal{O}$ 発 又 信 は 若 代 L 金 < 一を支 は 受 信 に 者 関 L 料 金 放 送 法 第六 + 匹 条 第

に

定

す

信

を

含

下

払

う

備

ホ 行為 放 を含 送  $\mathcal{O}$ 受信、 む。  $\mathcal{O}$ 放 送 対 象 番 とな 組  $\mathcal{O}$ る 視 者 聴 又 は ハ  $\mathcal{O}$ 発 信 若 L < は 受信 に · 係 る 勧 誘 **金**当 該 勧 誘 に 必 要な 準

 $\equiv$ 受信 者情 報 取 扱 事 業 者 放 送受 信 者 等  $\mathcal{O}$ 個 人 情 報 デ タ べ ス 等 を 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供 L 7 1 る 個 人

情 報 取 扱 事 業 者 を 7 う。

兀 て 匿 名 1 加 る 匿 工 受 名 信 加 者 工 情 情 報 報 取 取 扱 扱 事 事 · 業 者 業 者 を 1 放送受信 う。 者等  $\mathcal{O}$ 匿 名 加 工 情 報 デ ] タベ ] ス 等 を 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に 供

五. ること 視 聴 が 履 でで 歴 きる 放 Ł 送 受  $\mathcal{O}$ 信 を 1 者 う。 等  $\mathcal{O}$ ただ 個 人 Ļ 情 報 当 で 該 あ 特 0 定 て、  $\mathcal{O}$ 日 特 時 定  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 ごとに 時 12 お 個 1 人情 7 視 報 聴 を す 提 る 供 放 す 送 る 番 本 組 人 を 特  $\mathcal{O}$ 定 意 す 义

が明らかなものを除く。

第二 章 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 する共 通 原 則

(利用目的の特定)

第 兀 条 受 信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 放 送受信 者 等  $\mathcal{O}$ 個 人 情 報 を 取 ŋ 扱 うに当 た 0 て は そ  $\mathcal{O}$ 利 用  $\mathcal{O}$ 目

的 以 下 利 用 目 的 کے 1 う。 をで きる 限 り 特 定 L な け れ ば な 5 な \ \ \

2 当 該 受信者 第三 者 情 報  $\mathcal{O}$ 範 取 扱 用 を、 事 業 当 者 該 は 第三 第三 者 者  $\mathcal{O}$ 全 ^ 7 0) 提  $\mathcal{O}$ 供 氏 名 を 利 又 は 用 名 目 称 的 とす  $\mathcal{O}$ 表 る場 示 そ 合  $\mathcal{O}$ 他 に は、  $\mathcal{O}$ 客 当 観 該 的 利 に 当 用 該 目 第 的 に 者 お を 1 特 て、 定

きる方 法 に ょ る 表 示 を することに ょ り、 で きる 限 り 具 体 的 12 明 5 か に L な け れ ば な 6 な 11

3 合 理 受信 的 者 12 認 情 報 8 5 取 扱 れ る 事 業 範 井 者 を は 超 え 利 て 用 行 目 的 0 て を は 変 な 更す 5 Ź な 場 1 合 に は 変 更 前  $\mathcal{O}$ 利 用 目 的 لح 関 連 性 を有 す ると

(利用目的による制限)

第 利 五. 用 条 目 受 的 信  $\mathcal{O}$ 達 者 成 情 に 報 必 取 要な 扱 事 範 業 进 者 を は 超 え あ て、 5 か 放 じ 送 8 受信 本 人 者  $\mathcal{O}$ 等 同 意  $\mathcal{O}$ たを 個 得 人 情 な 報 7 で、 を 取 ŋ 前 扱 条 0  $\mathcal{O}$ 7 規 は 定 に な 5 ょ な ŋ 特 1 定 さ れ た

2 こと 前 に 受信 に お け 伴 者 情 る当該 0 て 報 放 取 送 個 扱 受 人 事 情 業 信 報 者 者 等 は  $\mathcal{O}$ 利  $\mathcal{O}$ 用 個 合 併 目 人 的 情 そ  $\mathcal{O}$ 報  $\mathcal{O}$ 達 を 他 成 取  $\mathcal{O}$ に 得 事 必 由 L 要な た に 場 ょ 範 合 り 囲 は 他 を超えて、  $\mathcal{O}$ 個 あ 5 人 情 カン ľ 報 当 取  $\Diamond$ 該 本 扱 個 事 人 業 人  $\mathcal{O}$ 情 者 同 報 意 か を を 5 取 得 事 ŋ な 業 扱 を 1 で、 承 0 7 継 は 承 す な 継 る

らない。

3

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない

一 法令に基づく場合

人  $\mathcal{O}$ 生 命 身 体 又 は 財 産  $\mathcal{O}$ 保 護  $\mathcal{O}$ た め に 必 要 が あ る 場 合 で あ 0 て、 本 人 の 同 意 を得ることが

難であるとき。

公衆 衛生 0) 向 上又 は 児 童  $\mathcal{O}$ 健全な育成 の推 進  $\mathcal{O}$ ために特に必要が ある場合であっ て、 本人の

意を得ることが困難であるとき。

兀

国

 $\mathcal{O}$ 

機

関

若

しく

は

地

方

公共

寸

体

又

は

その

委

託

を

受け

た者

が

法令

 $\mathcal{O}$ 

定

 $\emptyset$ 

る事

務

を遂

行

することに

同

木

対 ľ て 協 力す る 必 要が あ る場 合であ **つ** て、 本人 0 同 意を得ることに より当該 事 務  $\mathcal{O}$ 遂 行に支障 を

及ぼすおそれがあるとき。

(取得の制限)

第六条 受 信者 情 報 取 扱 事 業 者 は 放送受信 者等  $\mathcal{O}$ 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取得に つ **,** \ て、 その 事 業 に 必 要 な場合

に限るよう努めなければならない。

(適正な取得)

第 七 条 受 信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 偽 りそ 0 他 不 正 0 手段に ょ り放送受信者 等  $\mathcal{O}$ 個 人情 報 を取 得

はならない。

2 信 者 受信 等 者 が 誤 情 報 0 取 7 認 扱 事 識 業 すること 者 は を 放 防 送 受 止 す 信 る 者 た 等 8  $\mathcal{O}$ に、 個 人 当 情 該 報 放 を 送 直 受信 接 本 者 人 等 か に 5 取 対 得 L す るとき 自 5  $\mathcal{O}$ は 氏 名 当 又 は 該 放 名 送 称 受 を

明

示

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

- 3 者 氏 は に 名 放 又 取 そ 送 得 事 は  $\mathcal{O}$ させ 名 放 業 者 送 称 を るとき 番 放 了 組 送 知  $\mathcal{O}$ さ は 視 法 第二 せ 聴 当 る 12 条第 た 該 伴 放  $\Diamond$ 1 三 十 に 送 放 番 送 必 受 要 組 六 号 な に 信 :者等 措 に お 規 置 1 に て、 を 定 ょ す 講 当 る Ź ず 発 該 放 る 放 よう 信 送 从送 受信: 事 が 業者 努 行 め わ な 者 れ を 等 け 7) る う。 に 個 れ 当 ば 人 な 該 情 第 受信 5 + 報 な を 兀 者情 受 条 1 信 に 者 報 お 取 情 1 扱 7 報 事 取 同 業 U 扱 者 事  $\mathcal{O}$ 業
- 4 受信 受信 者 等 者  $\mathcal{O}$ 情 要 報 配 取 慮 扱 個 事 業 人 情 者 報 は を 取 次 得 12 撂 L て げ は る な 場 5 合 な を 除 < ほ か あ 5 か ľ  $\Diamond$ 本 人  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 な 1 放

送

一 法令に基づく場合

難

で

あ

るとき。

- 人  $\mathcal{O}$ 生 命 身 体 又 は 財 産  $\mathcal{O}$ 保 護  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 が あ る 場 合 で あ 0 て、 本 人  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 ることが 木
- $\equiv$ 意 を得 公衆 るこ 衛 生 لح  $\mathcal{O}$ 向 が 上 困 難 又 は で 児 あ 童 ると  $\mathcal{O}$ 健 き。 全 な 育 成  $\mathcal{O}$ 推 進  $\mathcal{O}$ ため K 特 に必 要 が あ る 場 合 であ つ て、 本 人  $\mathcal{O}$ 同
- 几 対 L 玉 7  $\mathcal{O}$ 協 機 力 関 す 若 る L 必 < 要が は 地 あ 方 る 公 場 共 合で、 寸 体 あ 又 0 は て、 そ  $\mathcal{O}$ 委 本 人 託 0 を 受 同 け 意 を得ることに た 者 が 法 令  $\mathcal{O}$ より 定  $\Diamond$ 当 る 該 事 事 務 務 を 遂  $\mathcal{O}$ 遂 行 行 す に る こと 支 障 に を

及ぼすおそれがあるとき。

五 当 外 該 玉 政 要 府 配 慮 外 個 玉 人 情  $\mathcal{O}$ 政 報 府 が 機 関 本 人、 外 玉 玉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 機 地 方 関 公 共 地 方 寸 体、 公 共 寸 玉 際 体、 機 関 法 第 又 七 は + 外 玉 条 12 第 お 1 7 項 各 法 第 号 に 七 + 掲 六 げ 条 る 者 第

六 七 第 本 + 人 六 を 条 目 第 視 九 Ļ 項 各 又 号 は に 撮 影す 掲 げげ る場 ることに 合に お ょ り、 7 て、 そ 個  $\mathcal{O}$ 人デ 外 形 上 明 タ で 5 あ か る な 要 要 配 配 慮 慮 個 個 人 人 情 情 報 報 を  $\mathcal{O}$ 提 取 供 得 を す 受 る 場 け る 合

取得に際しての利用目的の通知等)

と

き。

項

各

号

に

撂

げ

る

者

に

相

当す

る

者

に

ょ

り

公

開

さ

れ

て

1

る

場

合

第 八 目 条 的 を 受 公 表 信 者 L 7 情 1 報 る 取 場 扱 合 事 を 業 除 者 き、 は 放 速 B 送 受信 か に、 者 そ 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 利 個 用 人 情 目 的 報 を、 を 取 得 本 人 L に た 場 通 合 知 し、 は、 又 あ は 5 公 か 表 ľ  $\Diamond$ L そ な け  $\mathcal{O}$ 利 れ ば 用

な

5

な

1

2 契 は 人 約 財 情 受 あ 5 書 信 産 報 そ 者  $\mathcal{O}$ か を 保 情 U 取  $\mathcal{O}$ 護 得  $\Diamond$ 他 報 す  $\mathcal{O}$ 取  $\mathcal{O}$ た る 扱 書 本 8 場 事 人 面 に 業 合 に 緊 電 そ 者 対 急 は L  $\mathcal{O}$ 磁 に 的 他 必 そ 本 記 前 要 項  $\mathcal{O}$ 人 録 が を 利 カン  $\mathcal{O}$ 含 あ 規 5 用 定 る む。 目 直 場 的 に 接 合 を 書 以 カン は 明 下 か 面 ے 示 に わ ک 記 5 L  $\mathcal{O}$ ず、  $\mathcal{O}$ 項 な 載 限 さ 12 け り 本 れ れ お で た ば 人 1 لح な 当 な て 1 該  $\mathcal{O}$ 6 同  $\Gamma_{\circ}$ 間 な 本 で 1 人 契  $\mathcal{O}$ 約 た に 個 だ を 人 記 情 締 Ļ 載 さ 結 報 す 人 を れ 0 るこ た 取 当 生 得 لح 命、 す 該 る に 本 身 場 人 伴 体 合  $\mathcal{O}$ 0 又 は 個 7

3 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 利 用 目 的 を 変 更 L た 場 合 は 変 グ更さ れ た 利 用 目 的 に つ **,** \ て、 本 人 に

通

- 知し、又は公表しなければならない。
- 4 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 次 に 掲 げ る 場 合 に 0 7 て は 適 用 L な 1
- 利 用 目 的 を 本 人 に 通 知 し、 又 は 公 表 す ることに ょ り 本 人 又 は 第三 者 0) 生 命 身 体、 財 産 そ  $\mathcal{O}$ 他
- $\mathcal{O}$ 権 利 利 益 を 害 す Ź お そ れ が あ る 場 合
- な 利 利 益 用 目 を 的 害 す を 本 る お 人 そ に 通 れ が 知 あ し、 る 又 場 は 合 公 表 することに より当該受信者情報取 扱事 業者の 権 利 又 は 正

当

- 三 お 合 そ で 玉 あ n  $\mathcal{O}$ が 0 機 あ て、 関 る 又 とき。 利 は 地 用 目 方 的 公 を 共 本 寸 人 体 12 が 通 法 知 令 し、  $\mathcal{O}$ 定 め 又 る は 事 公 表 務 することにより当 を遂 行 することに 該 対 事 L 務 7 協  $\mathcal{O}$ 遂 力 行 す に支 Ź 必 |障 要 を及 が あ ぼ る す 場
- 匹 取 得  $\mathcal{O}$ 状 況 か 5 み 7 利 用 目 的 が 明 5 か で あ ると 認 8 5 れ る 場 合
- (データ内容の正確性の確保)
- 第 九 条 受 信 者 情 報 取 扱 事 業 者は 利 用 目 的  $\mathcal{O}$ 達 成 に 必要な 範 囲 内 に お 7 て、 放送受信者等の 個
- (個人データの保存期間及び消去)

タ

を

正

確

か

0

最

新

 $\mathcal{O}$ 

内

容

に

保

<u>つ</u>

よう

努

 $\Diamond$ 

な

け

れ

ば

なら

な

1

第 + 条 受 信 者 情 報 取 扱 事 · 業 者 は 放送受信 日者等の 個 人デ タ を 取 ŋ 扱うに当たって は、 利 用 目 的 に

必 要 な 範 进 内 で 保 存 期 間 を 定 め、 当 該 保 存 期 間 経 過 後 又 は 利 用 す Ź 必 要 が な < な 0 た 後 は、 当 該 個

人デ ] タ を 遅 滞 な < 消 去 す るよう 努 8 な け n ば な 5 な

2 間 受信 を 公 表 者 情 L 7 報 1 取 る 扱 場 事 合 業 を除 者 は き、 放 送 速 受 Þ 信 か 者 に、 等 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 個 保 人 存 デ 期 間 タを を、 取 得 本 人 L た に 場 通 合 知 は 又 あ 5 は 公 か 表 ľ す 8 る そ ょ  $\mathcal{O}$ う 保 努 存 期

安 全 管 理 措 置 な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 損 +  $\mathcal{O}$ 防 条 止 そ 受信  $\mathcal{O}$ 者 他 情  $\mathcal{O}$ 放 報 送 取 受信 扱 事 者 業 <u>·</u>等 者 は  $\mathcal{O}$ 個 そ 人 デ  $\mathcal{O}$ 取 タ り  $\mathcal{O}$ 扱 安 う 全 放 管 送 受信 理  $\mathcal{O}$ た 者 等  $\Diamond$ に  $\mathcal{O}$ 必 個 要 人 か デ 0 適 タ 切  $\mathcal{O}$ な 漏 措 え 置 1 滅 以 下 失 又 安 は 全 毁

7

管 理 措 置 及び لح 1 う。 託 を 講 じ な け れ ば な 5 な

従業者

委

先

 $\mathcal{O}$ 

監

督

第 + = 条 受信 者 情 報 取 扱 事 · 業 者 は そ  $\mathcal{O}$ 従 業 者 に 放送 受信 者 等  $\mathcal{O}$ 個 人 デ タ を 取 ŋ 扱 わ せ 監 る 督 に 当 を た

わ 0 な て け は、 れ ば 当 な 該 5 個 な 人 デ 1 タ  $\mathcal{O}$ 安全 管 理 が 义 5 れ るよう、 当 該 従 業 者 に 対 す る 必 要 か 0 適 切 な

2 11 受信  $\mathcal{O}$ 確 保 者 情  $\mathcal{O}$ た 報  $\Diamond$ 取 扱 そ 事 業  $\mathcal{O}$ 従 者 業 は、 者 に 安 対 全 管 し、 理 措 必 要 置 な  $\mathcal{O}$ 教 実 育 施 研 そ 修  $\mathcal{O}$ を 他 実  $\mathcal{O}$ 施 放 す 送 受 る よう 信 者 努 等 8  $\mathcal{O}$ な 個 け デ れ ば な タ 6  $\mathcal{O}$ な 適 11 正 な 取 扱

3 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は、 放 必送受信 1者等  $\bigcirc$ 個 人デ タ  $\mathcal{O}$ 取 扱 1  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を 委 託 す る 場 合 は

九 頁

そ  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 を 委 託 さ れ た 個 人 デ ] タ  $\mathcal{O}$ 安 全 管 理 が 义 5 れ るよ · う、 委 託 を 受 け た者 に 対 す る 必 要 カン

0 適 切 な 監 督 を 行 わ な け れ ば な 5 な 1

(個人情報保護管理者)

第 十三 条 受 信 者 情 報 取 扱 事 業者 は 個 人 情 報 保 護 管 理 者 当 該 受 信 者 情 報 取 扱 事 業 者  $\mathcal{O}$ 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 

体 取 制 扱  $\mathcal{O}$ 1 整 12 備 関 及 す び る 当 責 該 任 受信 者 を 者 1 情 う。 報 取 扱 を 置 事 業 き、 者  $\mathcal{O}$ 本 個 ガ 人 1 情 ド 報 ラ  $\mathcal{O}$ イ 取 ン 扱 を 遵 1 守  $\mathcal{O}$ 監 す 督 る 「を 行 た 8 わ  $\mathcal{O}$ せ 内 る 部 よう 規 程 努  $\mathcal{O}$ 8 策 な 定 け 監 れ ば 査

ならない。

受 信 機 に 記 録 さ れ た 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 管 理

第 + 兀 条 放 送 事 業 者 は 放 送 受 信 者 等 が 使 用 す Ź 記 憶 装 置 を有 する放送受信 用  $\mathcal{O}$ 受信 機 に 記 録 さ れ

た 個 人 情 報 が 当 該 受信 機 لح 接 続 さ れ た 電 気 通 信 口 線 設 備 を 用 1 て、 当 該 放 送 事 業 者 が 放 送 する 放

送 番 組  $\mathcal{O}$ 放 送 受 信 者 等 に ょ る 視 聴 に 伴 1 発 信 さ れ る  $\sum_{}$ と が 可 能 な لح き は、 当 該 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 漏 え 1

滅 失 又 は 毀 損 を 防 止 す る た 8) に、 次 12 掲 げ る 措 置 を 講 ず る よう 努 め な け れ ば な 5 な 1

暗 号 を 用 1 た 方 法 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 通 信  $\mathcal{O}$ 当 事 者 以 外  $\mathcal{O}$ 者 が そ  $\mathcal{O}$ 内 容 を 復 元 で きな 1 ように す る 方 法 に

ょ り、 発 信 さ n た 当 該 個 人 情 報 を 取 得 す ることとされ て V る 者 以 外  $\mathcal{O}$ 者 が 当 該 個 人 情 報 を 取 得 す

ることを防止するために必要な措置

当 該 個 人 情 報 が 発 信 さ れ るように するため に当 該 放 送 番 組 に お 1 て送信・ さ れ る 情 報  $\mathcal{O}$ 検 証 そ  $\mathcal{O}$ 

他  $\mathcal{O}$ 当 該 放送受信者等  $\mathcal{O}$ 意思 に 反 L て当 該 個 人 情 報 が 発信されることを防 止 す Ś た 8 に 必 要な措

置

(プライバシーポリシー)

第 十 五 条 受信 者 情 報 取 扱 事 業者 は、 プライ バ シ ] ポ IJ シ 当 該 受信 者情 報 取 扱 事 業 者 が 放 送 受信

者 等  $\mathcal{O}$ 個 人情 報 保 護 を 推 進 する上での考え方や方針 をい う。 を公表 し、 これ を遵守 す るよう努

なければならない。

(第三者提供の制限)

第十 · 六 条 受信 者 情 報 取 扱 事 業者 は、 次に 掲 げ る 場 合 を除 < ほ か あ 5 か ľ 8 本 人 0 同 意 を得 な 1 で

放送受信者等の個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

人  $\mathcal{O}$ 生 命 身 体 又 は 財 産  $\mathcal{O}$ 保 護  $\mathcal{O}$ た 8) ĺŹ 必 要 が あ る場 合で あ 0 て、 本 人 0 同 意 を得ることが 木

難であるとき。

 $\equiv$ 公衆 衛 生  $\mathcal{O}$ 向 上又は 児 童  $\mathcal{O}$ 健全 一な育成 の推 進 0 ために特 に必 要が ある場合であっ て、 本 人の 同

意を得ることが困難であるとき。

几 対 して 玉  $\mathcal{O}$ 機 協力す 関 若 る必必 L < 要が は 地 あ 方 る場 公共 合であ 寸 体 又 いって、 は そ  $\mathcal{O}$ 本人の 委 託 を 受 同 意 け を得ることにより た 者 が 法 令  $\mathcal{O}$ 定 め 当該 る 事 事 務 務 を 0 遂 遂 行 行 す に る · 支 ことに 障

及ぼすおそれがあるとき。

2 視 会に届け出たときは る 聴 個 受信 あ らか 履歴 人デ 者 じめ、 を除 情 報 タ 取扱 0 < 第三 本人に通知 以下この 事業者は、 者 前項  $\sim$ 0) 項に  $\hat{O}$ 提供 し、 規定に 第三者に提供される放送受信者等の個人データ 又は・ を停 お *(* ) 本人が か て 同 止することとし かわら U. 容易に )について、 ず、 当 知 てい 該 り得る状態に置くとともに、 個人データを第三者に提供することができる。 る場 本人の求 合 「であ 0 めに応じて当該 て、 次 (要配 に掲 個 げ Ś 慮個 本 人 情 事 人 報保 が 人情報及び 項 に 識 護 別 0 委員 さ 1 れ て

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項

目

- 三 第三者への提供の方法
- 兀 本人 0 求 8) に応じて当該 本人が 識 別される個 人データの第三 者へ の提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法
- 3 する内 受信 容につ 者 情 報 *(* ) 取 て、 扱 事 あら 業 者 かじめ、 は、 前 項第二号、 本 人に通知 第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は し、 又は 本 人が 容易に知 り得る状態に置くととも 変更
- 4 前 項 0) 規 定 に ょ る 通 知 又 は 容易 に 知 り 得る状態に置く措置 は、 次に掲げるところに より、 行う

個

人 情

報

保

護

委

員

会に

届

け

出

な

け

れ

ば

なら

な

\ \ \

Ł

のとする。

- 当該 第三 提 者 供  $\mathcal{O}$ に 停 提 供 止 され を 求 る 8) 個 る 人デ 0) に 必 要な タ 12 期 ょ 間 0 を 7 お 識 くこと。 別される本人 (次号に お 7 7 本 人 とい う。 が
- 本人 が 第二 項 各 号 に 掲 げ る 事 · 項 を 確 実 に 認 識できる 適切 か つ合理 的 な方法によること。
- 5 係 第二 る 個 電 項 人 子計 情 又 報 は 算機 保 第 護  $\equiv$ でと届り 項 委 員  $\mathcal{O}$ 会が 出を行う者の使用に係る電子計算機とを電 規 定 定めるところによ に ょ る 届 出 は 次 り、 に 撂 電 げ る方 子 情報 法 処  $\mathcal{O}$ 理 *\* \ ず 組 气気通 れ 織 か 信回線 個 に ょ 人 情 ŋ 行 で 報 接 保 わ 続続 護 な L 委 け た 員 れ ば 電 会 子 な  $\mathcal{O}$ 情 使 5 な 報 用

処

に

- イ ス 規 個 ク 則 人 情 (これに準ずる方法により一 とい 報  $\mathcal{O}$ う。 ) 保 護 に 別 関 記 す 様 る 式 法 第一による届 律 施 行 定の 規 則 事 項を: (平成二十 出書及び当該 確実に記 ·八年個· 録 届 しておくことができる物を含む。 出 人 情 書 に 報 記 保 載すべ 護 委 員 き 会 事 項 規 を 則 第 記 三号。 録 た 光 以 を 下
- 6 規 委 負 則 受信 会 別 記 者 に 様式 提 情 出 報 第二に 取 L 扱 な け 事 業者が、 れ よるそ ば な 0 5 代理· 権 な 限 1 を 人によっ 証 する て 書 第二項又 面 へ 電 磁 的 は 第三 記 録 を 項 含  $\mathcal{O}$ む。 規定 以 下 による届 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ 出 を行う を 個 場合 人情 12 報 は、 保 護

提

出

す

る

方

法

理

組

織

を

1

う。

を

使

用

する・

方

法

7 項 又 外 は 玉 第 本 項 邦 0)  $\mathcal{O}$ 規 域 定に 外 12 よる届 あ る 玉 出 又 を行って は 地 1う場 域 を 合には、 1 う。 以 下 国 内 同 に住 ľ 所 を有 に あ する者で る 受 信 者 あ 情 · 報 て、 取 扱 当 事 該 業 届 者 出 は に 関 第 す

者 事 な る 業 を 1 者 切 代 理  $\mathcal{O}$ が 行 す 玉  $\mathcal{O}$ 場 為 内 る 合 に 権 に に つ 住 限 き、 を 所 お を 付 1 当 有 て、 与 該 す L 受 る者 当 たことを 信 該 受信 に、 者 情 当 証 者 報 情 す 該 取 る 報 扱 届 書 出 取 事 業 扱 に 面 者 関 事 日 す 業 を 代 る 本 者 理 語 は \_\_\_ す 切 に る ょ 当  $\mathcal{O}$ 行 該 権 る 翻 為 限 届 を に 訳 出 文 と 有 0 を含 き、 す 同 る 時 当 に t む 該  $\mathcal{O}$ 受 当 を 定 信 該 を 者 受 8 個 人 情 信 な 情 け 者 報 情 報 取 れ ば 保 扱 報 事 な 護 取 業 委 扱 5

員

会

12

提

出

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

- 9 8 12 受信 次 掲 ネ に げ ツ 掲 者 る 1 げ 情 事  $\mathcal{O}$ る 報 項 利 場 12 用 取 変 そ 扱 合 に 更 事  $\mathcal{O}$ 業 な が 他 者 あ 1  $\mathcal{O}$ て 0 適 は た 切 当 と な 法 第二 き 該 方 は、 法 個 十三条 人デ 12 変 ょ 更 り、 第 後 タ 第二  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 当 提 項 供 該 項 0) 各号 規 を受 に 掲 定 け に げ に る者 掲 る ょ る げ 事 る は 公 項 事 表 前 項 が 同 さ 各 項 を 第 れ 項 た 公  $\mathcal{O}$ 表 号、 後、 規 す 定 る 第三 速  $\mathcal{O}$ Þ ŧ 適 号 用  $\mathcal{O}$ か とす に、 に 又 0 は る。 第 1 1 7 五. ン は 号 タ
- 取 受信 扱 1 者  $\mathcal{O}$ 全 情 部 報 又 取 扱 は 事 部 業 者 を 委 が 託 利 す 用 ること 目 的  $\mathcal{O}$ に 達 伴 成 0 に て 必 当 要 該 な 個 範 人 进 デ 内 に タ お が 1 提 て 供 放 さ 送 受 ħ る 信 者等 場 合  $\mathcal{O}$ 個 デ タ  $\mathcal{O}$

第

者

に

該

当

L

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

三 場 用 す 合 合 特 る 定 併 で 者 あ そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 لح 範 て 他 进  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ 事 間 利  $\mathcal{O}$ で 由 旨 用 共 に す 並 同 ょ る者 る び L 事 7 12 業  $\mathcal{O}$ 利 共 利 用  $\mathcal{O}$ 同 さ 承 用 L 継 目 7 れ 的 利 る に 伴 及 用 放 び さ 送 0 受 当 れ 7 放 該 る 信 送受信 放 者 個 等 人デ 送 受  $\mathcal{O}$ 者 信 個 等 者 タ 人 等  $\mathcal{O}$ デ  $\mathcal{O}$ 個 管  $\mathcal{O}$ 理 個 人 タ デ が に 人 当 デ 0 タ 1 該 7 が タ 特 提 責  $\mathcal{O}$ 定 供 任 項  $\mathcal{O}$ さ 者 を 目 れ 有 に る す 共 提 場 る 供 同 者 さ 合 L 7 れ  $\mathcal{O}$ 氏 利 る

名 又 は 名 称 に 0 7 て、 あ 5 か ľ め、 本 人 に 通 知 Ļ 又 は 本 人 が 容 易 に 知 ŋ 得 る 状 態 に 置 1 7 1 る

<u>;</u>

10 *\* \ 受信 7 責 者 任 情 を 報 有 取 す 扱 事 る 業 者 者  $\mathcal{O}$ 氏 は 名 若 前 項 L 第三 < は 뭉 名 に 称 規定す を 変 更 る す 利 る 用す 場 合 る は 者 変  $\mathcal{O}$ 更す 利 用 る 目 内 的 容 又 は に 個 0 1 人 デ て、 ] あ タ 6  $\mathcal{O}$ 管 カ ľ 理 に 8

(外国にある第三者への提供の制限)

本

人

に

通

知

L

又

は

本

人

が

容

易

12

知

り

得

る状

態

に

置

カ

な

け

れ

ば

な

5

な

1

第 ず 条 節 + 合 Ś を に 七  $\mathcal{O}$ た お 規 除 条 <  $\Diamond$ 定  $\mathcal{O}$ 1 受信 場 て に ほ に 合 同 必 ょ か 要なも r. 12 者 り 個 情 お あ 7 5 報 人 7 に  $\mathcal{O}$ 情 か 取 とし 放送受信 報 は じ 扱 取 事 8 て次 業者 外 扱 同 玉 事 条 )項に定 者等 に 業  $\mathcal{O}$ は 規 者 あ 定 る  $\mathcal{O}$ が 外 第三 は、 8 個 講 国 ず る に 人 基 デ 者 ベ あ 適 用 準に適合する きこととさ る  $\sim$ 第三  $\mathcal{O}$ タ L を提 な 提 者 供 供 を する れ 個 認 体 7 人デ 8 場 制 る 1 合に 旨 を る 整 措 タ  $\mathcal{O}$ 本 は 備 置  $\mathcal{O}$ L 人 12 取 0) て 相 前 扱 当す 条 同 1 1 る 第 意 に 者 を る 0 を除 得 項 措 1 各号 な 置 7 <\_ . け を 法 に 継 第 れ 掲 以 几 ば 続 下 な げ 章 的 る ک 第 ら に な 場 講

2 さ  $\mathcal{O}$ 1 れ 個 ず 人デ て れ 1 る カン 措 12 タ 該  $\mathcal{O}$ 置 当 取 12 す 扱 相 ることとす 当 1 す に る 0 措 7 7 置 る。 を 法 第 継 兀 続 章 的 に 第 講 ず 節 る  $\mathcal{O}$ た 規 定 8 に に ょ 必 ŋ 要 な 個 措 人情 置 لح 報 取 L て 扱 定 事  $\emptyset$ 業 発が る 基 準 講 ずべ は きことと 次  $\mathcal{O}$ 各

受信 者情 報 取 扱 事 業者と個 人デ タ 0 提供 を受ける者との 間で、 当該 提供 を受け る者 に お け

当 該 個 人デ ] タ 0) 取 扱 V) に つい て、 適 切 カン つ 合 理 的 な方 法 に ょ  $\hat{y}$ 法第 匹 章 第 節  $\mathcal{O}$ 規 定 0) 趣 旨

に沿った措置の実施が確保されていること。

個 人デー タ  $\mathcal{O}$ 提 供 を受 け うる者が 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 係 る 玉 際的 な枠 :組み に基づ く認定を受け

ていること。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 十八条 受信 者 情 報 取 扱 事 · 業 者 は 放送受信者等の個 人デ ] タを第三者 (法第二条第五 · 項 各 号に 掲

げ る 者を 除 <\_ 以 下 <u>:</u> ک  $\mathcal{O}$ 条 及 び 次 条 に お 7 て 同 r. に 提 供 し たとき は、 文 書、 電 磁 的 記 録 又 は 7

1 ク 口 フ 1 ル A を 用 7 7 作 成す る方 法 に ょ り、 次  $\mathcal{O}$ 各 号に 掲 げ る場 合  $\mathcal{O}$ 区 分 に応 じ、 そ れ ぞ れ 当 該

各号に定 8 る 事 項 に 関 す Ź 記録 を作 成 L な け れ ば ならない。 ただし、 当 該 個 人デ タ  $\mathcal{O}$ 提 供 が 第

六 **条** 第 項 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当す る場 合 は ک  $\mathcal{O}$ 限 り で な 1

六

条

第

項各号又

は

第

九

項各号

0

7)

ずず

れ

か

前

条

0)

規

定

たによ

る

個

人デ

タ

0

提

供に

あ

0

て

は

第

+

+

5

第 + 六条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 放 送受信 者 等  $\mathcal{O}$ 個 人デ 1 タ を第三者 に提 供 L た場 合 次  $\mathcal{O}$ 1 か

ニまでに掲げる事項

イ 当 該 個 人 デ 1 タ を 提 供 L た 年 月 日

口 該 第 三 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又 は 名 称 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当該 第三 者を特 定するに足 り うる事 項 一 · 特定 カゝ 0 多 数 0

者に対して提供したときは、その旨)

- 該 個 人デー タに ょ 0 7 識 別 さ れ る 本 人の 氏 名そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 当 該 本 人 を 特 定するに 足 り る事 項
- ニ 当該個人データの項目
- 第十 六条 第 項 又 は 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に により 放送受信 1者等 0 個 人デ Ì タを第三 者に提供 ľ た場 合 次
- のイ及びロに掲げる事項
- イ 第 + 六 条 第 項 又 は 前 条  $\mathcal{O}$ 本 人 0) 同 意を得 7 **(** ) る旨
- ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前 項 各 号 に 定 8 る 事 項  $\mathcal{O}$ うち、 既 12 前 項、 次 項 及 び 第 匹 項 に 規 定 す る 方 法 に ょ り 作 成 L た 前 項 0
- あ る t  $\mathcal{O}$ に つ 1 7 は 前 項  $\mathcal{O}$ 当 該 事 項  $\mathcal{O}$ 記 録 を 省 略することが できる。

記

録

**(当** 

該

記

録

を

保

存

L

7

7

る

場

合

12

お

け

る

t

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

12

記

録

さ

れ

7

1

る

事

項

لح

内

容

が

同

で

- 3 第 項  $\mathcal{O}$ 記 録 は、 個 人 デ ] タを第三 者 に 提 供 L た 都 度、 速 B か 12 作 成 L な け れ ば な 5 な \ <u>`</u> ただ
- 該 第三 者 に 対 L 個 人 デ ] タ を 継 続 的 12 若 L < は 反 復 L て 提 供 第 + 六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る
- 若 提 供 L を除 < は 反復 く。 して 以 下こ 提供  $\mathcal{O}$ す 項 ることが に お 7 7 確 同  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\smile}$ 実であると見込ま し たとき、 れ 又 るときの は 当 該 第三者 記 録 は、 に 対 L 括 個 して 人デ 作 成 タ すること を 継 続 的 に
- 4 提 供 前 に 項 関  $\mathcal{O}$ 規 連 定 L 7 12 当 か 該 か 本 わ 人に係る個 5 ず、 第 + 人デ 六 条 第 タ を第三者に提 項 又 は 前 条  $\mathcal{O}$ 供 規 L 定 た場合に に ょ り、 お 本 *\*\ 人 て、 12 対 当該 す る 提 物 供 品 に 又 関 は 役 L

で

き

務

 $\mathcal{O}$ 

て

作

成され た ·契約· 書そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 書 面 に 第 項各号に定め る 事 項 が 記 載 さ れ 7 7 るときは、 当 該 書 面 を Ł 0

第 項  $\mathcal{O}$ 当 該 事 項 に 関 す る 記 録 に代えることが で きる。

5 区 分に 受信 応 者 じて、 情 報 取 そ 扱 れ 事 ぞ 業者 れ 当 は 該 各 第 号 に 項 定  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 記 る 録 期 を、 間 当 保 存 該 記 L 録を作 な け れ 成 ば な L た 5 な 日 カゝ 11 5 次  $\mathcal{O}$ 各 号に 撂 げ る 場 合  $\mathcal{O}$ 

前 項 に 規定する る方法に より 記 録 を 作 成 L た 場 合 最 後 に . 当 該 記 録 に係 る個 人デ ] タの 提 供 を行

った日から起算して一年を経過する日までの間

 $\mathcal{O}$ 提 第三 供 を 項 行 た だ 0 た L 日 書 12 か 5 規 定 起 算 す L る て三年 方 法 12 を ょ 経 り 過 記 す 録 る を 日 作 ま 成 で し た  $\mathcal{O}$ 間 場 合 最 後 に 当 該 記 録 に 係 る 個 デ 

タ

二 前二号以外の場合 三年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第

す

る

場

合

は、

ک

 $\mathcal{O}$ 

限

ŋ

で

な

\ \ •

は、 + な \ \ \ 九 次 条 た  $\mathcal{O}$ だ 各号 受信 に 者 当 掲 情 該 げ 報 個 る 取 事 人デ 扱 項 事 に応応 業者 タ じ、 0 は 提 それ 第三者 供 が ぞ 法 れ か 第二十三条 当該 5 放 各号に 送 受 第 信 定 者 項各号又  $\Diamond$ 等 る方法  $\mathcal{O}$ 個 人デ は に 第 ょ 五. る タ 項 確  $\mathcal{O}$ 各 提 認 号 供 を  $\mathcal{O}$ 行 を 受 わ 1 ず け な れ け る に か れ に ば 際 該 な L 当 7

表 者又 当 該 は 第三 管 者 理 人  $\mathcal{O}$ 0 氏 定 名  $\Diamond$ 又  $\mathcal{O}$ は あ 名 る 称 t 及  $\mathcal{O}$ び に 住 あ 所 0 並 て び は、 に 法 そ 人 0 に 代 あ 表 0 者又は 7 は、 管 そ 理 0 代 人 表 0 者 氏 法 名 人で (第三号に な 1 寸 掲 体 げ で 代

事 項 に 該 当 す Ś t 0) を 除 当 該 個 人デ Ì タ を提 供 す る当 該第三 者 か 5 申 告 を受 け る 方 法 そ

の他の適切な方法

す

契

約

書そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

書

面

 $\mathcal{O}$ 

提示

を受け

る方

法

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

 $\mathcal{O}$ 

適

切

な

方

法

当 当 該 該 第三 個 人 者 デ に ょ タ る を 提 当 該 供 す 個 る 人デ 当 ĺ 該 第三 タ  $\mathcal{O}$ 者 取 得 か 5  $\mathcal{O}$ 当 経 該 緯 第三 (次号 者 に に 撂 ょ げ る 当 る 該 事 項 個 に 人 デ 該 当 す タ る  $\mathcal{O}$ ŧ 取 得  $\mathcal{O}$ を除  $\mathcal{O}$ 経 緯 を示

掲 1 当 げ 当 る 該 る 場 該 第三 合 事 確 項 に 認 者  $\mathcal{O}$ お 12 内 け か 0 5 容 る 7) が t 7 他 第三 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12 個 で 限 項、 人デ あること る。 第 タ 五. 0 を 項 0 提 行 及 確 供 び 0 第 を受ける 認 7 を 六 7 行う・ 項 る に 事 に 方 規 項 際 法 定 当 す L 該 る て 既に 事 方 法 項 前  $\mathcal{O}$ に 内 ょ 容 号で規定 る لخ 記 当 録 該  $\mathcal{O}$ 提 する方法 作 供 成 に 及 係 び に る 保 前 存 ょ る を 号に 確 し 認 7

2 者 情 前 項 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 第三 事 者 業 は、 者 に 受信 対 L て、 者 情 当 報 該 取 確 扱 認 事 業 12 係 者 る が 事 同 項 項 を  $\mathcal{O}$ 偽 規 定 0 7 に ょ は な る 5 確 認 な を 1 行う場合に お 7 て、 当 該 受信

3 号 ク に 口 受信 定 フ 者  $\Diamond$ 1 る 情 ル 報 事 ム を 項 取 用 扱 に 関 7 事 業 て す る 作 者 成 は 記 する方 録 を 第 作 法 成 項 に L  $\mathcal{O}$ な ょ 規 り、 定に け れ ょ ば 次  $\mathcal{O}$ る な 各 5 確 号に 認 な 1 を 撂 行 げ 0 た る場合 ときは の区分に応 文 書、 じ、 電 磁 それ 的 記 ぞれ 録 又 当 は 該 7 各 1

受け 個 た 人 場 情 合 報 取 次 扱 0) 事 1 業 か 者 5 か ホ 5 ま 法 で 第 に 掲 十三 げ 条 る 事 第 項 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 放 送受信 者 等 0) 個 人デ タ 0) 提 供

を

- イ 個人データの提供を受けた年月日
- ロ 第一項各号に掲げる事項
- ハ 当 該 個 人 ハデー タに ょ つ 7 識 別 さ れる 本 人の 氏 名そ 0) 他 i の 当 該 本 人 を特定す るに足り る事 項
- ニ 当該個人データの項目
- ホ 法第二十三条第四項の規定により公表されている旨
- 個 人 情 報 取 扱 事 業 者 か 5 法 第二十三条 第 項 又 は 法 第二 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 規定に よる放送受信者等 0 個
- 人デ タ 0) 提 供 を 受 け た 場 合 次  $\mathcal{O}$ 1 及 び 口 12 掲 げ る 事 項
- 1 法 第二 十三 条 第 項 又 は 法 第二十 匹 条  $\mathcal{O}$ 本 人  $\mathcal{O}$ 同 意

を

得

7

1

る旨

- ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 三 第三 者 個 人 情 報 取 扱 事 業 者に該当する者を除 か ら放送受信者 等 0 個 人デ タ 0 提 供 を
- 受け た 場 合 第 <del>---</del> 号 口 か 5 二 ま で に 掲 げ る 事 項
- 4 記 録 前 項 **(当** 各 号に 該 記 定 録 を 保  $\Diamond$ る 存 事 L 項 て  $\mathcal{O}$ **(**) う ち、 る場 合 既 に 12 お 前 け 項、 る ŧ 次 項  $\mathcal{O}$ に 及 限 び 第六項 る。 E に 記 規 定す 録 さ る方 れ た 事 法 項 に ع ょ 内 り 作 容 が 成 同 L た で 前 項 あ  $\mathcal{O}$

t

 $\mathcal{O}$ 

に

0

7

て

は

同

項

 $\mathcal{O}$ 

当

該

事

項

 $\mathcal{O}$ 

記

録を

省

略

す

ることが

できる。

5 ただ 第 Ļ 項 当該:  $\mathcal{O}$ 記 第三者 録 は、 か 第 5 三 継 者 続 か 的 5 に 個 . 若 し 人 デ Š は タ 反  $\mathcal{O}$ 復 提 l 供 って 個 を受け 人デ た 都 ] 度、 タ (T) 速 提 Þ 供 か (法 に 作 第二十三条第 成 L な け れ ば 項 な 5  $\mathcal{O}$ な 規 \ <u>`</u> 定

成 < に す ょ は る 反 提 復 とが 供 L て を 除 で 個 、きる。 <\_ 人デ 以 ] 下この タ  $\mathcal{O}$ 提 条 供 いを受け に お 1 て 同 ることが ľ 確 実 を受けたとき、 で あ ると見込ま 又 れ は 当該 るとき 第三者  $\mathcal{O}$ 記 録 か 5 は 継 続 括 的 に L 若 て 作

るこ

6 代 る え 項 個 前 各号 ることが 人デ 項  $\mathcal{O}$ に定 ] 規定 タ で  $\Diamond$ に  $\mathcal{O}$ き る 提 か 事 供 か を受 項 わ が 5 けけ ず、 記 載 た やされ 場 本 合 人 てい に に 対 お るときは、 **(**) す て、 る 物 当 品 該 又 当 提 は 該 供 役 書 に 務 関 面  $\mathcal{O}$ をも 提 L 7 供 作 に 0 7 関 成 同 さ 連 れ 項 L て  $\mathcal{O}$ た 契約 第 当 該  $\equiv$ 事 者 書 項 そ か に 5  $\mathcal{O}$ 当 関 他 す 該  $\mathcal{O}$ る 書 本 記 面 人 に 録 に に 第 係

- 7 区 分に 受信 応 者 じて、 情 報 取 そ 扱 れ 事 でれ当れ 業 者 は 該 各 第三 号に 項 定  $\mathcal{O}$  $\otimes$ 記 る 録 期 を、 間 保 当 該 存 記 L な 録 け を 作 れ ば 成 な L 5 た な 日 カゝ 5 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 場 合  $\mathcal{O}$
- け た 前 項 日 12 か 規定 5 起 す 算 る方法 L 7 <del>\_\_</del> 年 に より を 経 記 過 す 録 る を 作 日 成 ま で L た  $\mathcal{O}$ 場 間 合 最 後 に 当 該 記 録 に係 る個 人 デ ] タ 0 提 供 を受
- $\mathcal{O}$ 提 第 供 五. 項 を受け た だ た L 日 書 に か 5 規 起算 定 す L る方法 て三年 に · を経 ょ り 過 記 す 録 る を 日 作 ま 成 で L た  $\mathcal{O}$ 間 場 合 最 後 に当 該 記 録 に係 る 個 人デ ]

タ

三 前二 号 以 外  $\mathcal{O}$ 場 合 三 年

保 有 個 デ タ 12 関 す る 事 項  $\mathcal{O}$ 公 表 (等)

第二十 条 受信 者 情 報 取 扱 事 業者 は 放 送受信者等の保有個 人デー タに 関 次に掲 げ Ź 事 項に 0

て、 本人 0) 知 ŋ 得 る状 態 本 人  $\mathcal{O}$ 求  $\Diamond$ ĺŹ · 応 じ 7 遅 滞 なく 口 答 する場 合 を含 む。 に 置 か なけ れ ば な

らない。

一 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称

全て  $\mathcal{O}$ 放 送受信者 等  $\mathcal{O}$ 保 有 個 人 デ タ  $\mathcal{O}$ 利 用 目 的 第 八 、条第四 項 第 号 か 5 第三 一号ま で に 該 当

する場合を除く。)

次項 0) 規定による求 め 又は次条第 一項、 第二十二条第一 項若しくは第二 十三条第 項 若 L くは

第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 請 求 に 応 じ る 手 続 (第二十六条第二 項 0) 規 定に ょ り 手 数料 0 額 を定め たとき

は、その手数料の額を含む。)

兀 当 該 受信 者情 報 取 扱 事業者 が 行う放送受信者等の保有個 人デ ĺ タの 取扱 **,** \ に関する苦情  $\mathcal{O}$ 申 出

先

五. 当 該 受信 者 情 報 取 扱 事 業者 が 認 定 個 人 情 報 保 護 寸 体  $\mathcal{O}$ 対 象 事 業 者 で あ る場 合 に あ 0 7 は 当 該

認 定 個 人 情 報 保 護 団 体  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 苦 情  $\mathcal{O}$ 解 決  $\mathcal{O}$ 申 出 先

2 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 本 人 か ら、 当 該 本 人 が 識 別 され る放送受信者等の 保 有 個 人 ハデー タ  $\mathcal{O}$ 利

用 目 的  $\mathcal{O}$ 通 知 を 求  $\Diamond$ 5 れ た ときは 本 人 に 対 し、 遅 滯 なく、 れ を通 知 L な け れ ば なら な ただ

L 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か に 該 当 す んる場 合 は、 ک 0 限 り で な

前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 当 該 本人が 識別され る保 有個 人デ タ 0 利 用 目的が 明らか な場合

- 二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 1 旨 受信 0) 決 者 定 情 を 報 L 取 たときは、 扱 事 業 者 は 本人 前 に 項 対  $\mathcal{O}$ Ļ 規定 遅 に 滞 基 なく、 づ き求 その 8 6 旨 れ を た 通 保 有 知 個 L な 人 グデー け れ ば タ なら 0 利 用 な 目 的 を通 知 L な

#### (開示)

請

求

することが

できる。

第二 十一条 本 人 は、 受信者情 報 取 扱 事 業者に 対 し、 当 該 本 人 が 識 別 され る保 有 個 人デ タ  $\mathcal{O}$ 開 示 を

- 2 当する場 保 る 有 方 受信 個 法 人デ 者 合 開 情 ĺ は 報 示 タ  $\mathcal{O}$ 取 そ を 請 扱 0 開 事 求 全 業 示 を 部 者 行 L 又 な は、 0 は け た 者 れ 前 部 ば 項 が を な  $\mathcal{O}$ 同 開 5 意 規 定 示 な L L \ \ \ \ に た な 方 ょ ただ いことが 法 る が 請 し、 あ 求 を受け るときは、 できる。 開 示することに たとき 当該 は、 方 より 法 本 人 次 12 12  $\mathcal{O}$ ょ 対 各 り、 し、 号 0 書 遅 V 滞 面 ず な  $\mathcal{O}$ れ 交 < 付 か に 当 に 該 該 ょ
- 本 人 又 は 第  $\equiv$ 者  $\mathcal{O}$ 生 命 身 体 財 産 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 権 利 利 益 を 害 す る お そ れ が あ る 場 合
- 当 該 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 適 正 な 実 施 に 著 L 7 支障 を及 ぼ す お そ れ が あ る 場
- 第 兀 法 令 項 及 往法 び 次 個 条 第二 人 情 項 報 に  $\mathcal{O}$ 保 お 護 1 7 に 関 同 r. する法 に 律 施 違 行 反す 令 ることとな ( 平 成 + 五. 年 る 政 場 令 第 五. 百 七 号) 及 び 規 則 を除
- 3 7 開 受 示 信 L 者 な 情 報 1 旨 取 0 扱 決定をし 事 業 者 は たとき又 第 項 は  $\mathcal{O}$ <sup>1</sup> 当該 規 定 保 に 有 ょ 個 る 人デ 請 求 ĺ に タ 係 が る 存 保 在 有 L 個 な 人 V デ ときは、 タ  $\mathcal{O}$ 全 本 部 人に 又 は 対 部 に 遅 <u>つ</u> 1

なく、 そ 0 旨 を 通 知 L な け ń ば な 5 な 7

4 さ 保 有 れ 法 個 る 令 保 人  $\mathcal{O}$ デ 有 規 定 ] 個 に タ 人 デ に ょ り、 0 1 タ  $\mathcal{O}$ 7 本 全 は 人 に 部 第 又 対 は L 項 第 二項 及 部 を び 第 開 本 文に規定する方法に相当する方法 示 項 す  $\mathcal{O}$ ることとさ 規 定 は 適 れ 用 7 L 1 な る場 1 合 に は に よ 当 り 該 当 全 部 該 本 又 は 人 が 部 識 别  $\mathcal{O}$ 

(訂正等)

等

لح

う。

を請

求

す

ること

が

で

きる。

事 十二条 実 で な 1 とき 本 人 は、 は、 当 受信者情 該 保 有 報 個 取扱 人 デ ] 事 · 業 タ 者  $\mathcal{O}$ に 内 対 容 し、  $\mathcal{O}$ 訂 正 当 該 追 本 加 人 が 又 は 識 別 削 除 される保 。 以 下 \_ 有 個 0 条 人デ に お タ 11 7 0 内 訂 容 正 が

2 て、 法 け 令 受信 れ ば 0 遅 者 な 滞 規 5 定 情 な 報 な < に ょ 取 必 要 扱 n な 特 事 業 調 別 者 査  $\mathcal{O}$ は、 を 手 行 続 が 前 1 定 項  $\mathcal{O}$ そ 8 5  $\mathcal{O}$ 規定による請 結 れ 果 て に 1 基づ る 場 合を除 き、 求を受けた場合には、 当 き、 該 保 利 有 個 用 人 目 デ 的  $\mathcal{O}$ その 達 タ 成  $\mathcal{O}$ 内 に 内 容 必 容 要  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 訂 訂 正 範 正 等 等 囲 を に 内 関 12 行 わ お し な 7 1

3 滞 受信 な 部 < に 者 <u>つ</u> そ 情 1 7 報  $\mathcal{O}$ 旨 取 訂 扱 正 訂 等 事 業 を 正 行 者 等 を は 0 行 た と 第 0 き、 たときは 項  $\mathcal{O}$ 又 規 は 定に 訂 そ 正 よる  $\mathcal{O}$ 等 内 を 請 容 行 を含 求 わ に係 な む 1 る保 旨  $\mathcal{O}$ 有 を 決 個 通 定 知 を 人 (デー L L な た け لح タ き  $\mathcal{O}$ ħ ば は 内 な 容 5  $\mathcal{O}$ 本 な 全 人 に 1 部 対 若 し L < は 遅

利

用

停

止

等

二四頁

第二十三条 求  $\mathcal{O}$ す 規 当 該 定 保 に とが 有 違 本 個 反 人 で L 人 デ き は、 て る ] 取 受信 タ り 扱  $\mathcal{O}$ 者 利 わ 情 用 n 報 7  $\mathcal{O}$ 停 取 1 扱 る 止 لح 事 又 業 き は 消 又 者 は 去 に 第 対 。 以 七 し、 下 条 当  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 0 規 該 条 定 本 に 12 人 違 お が 識 1 反 7 別 L 7 さ れ 利 取 得 る 用 保 停 さ 有 止 n 等 た 個 ŧ 人デ لح  $\mathcal{O}$ 1 で う。 あ タ る が لح 第 き を 五. は 請 条

るこ

- 2 こと 用 る 場 停 受信 が 合 止 そ 等 判 者 明 情 を  $\mathcal{O}$ 他 L 行 報 た 取  $\mathcal{O}$ わ とき な 扱 利 け 事 用 業 停 れ は 者 ば 止 等 な 違 は、 を行 5 反 を な 前 うことが 是 項 1 正  $\mathcal{O}$ す 規定 た だだ Ś た に 困 し、 め 難 ょ 当 る に な 場 該 必 請 合 要 求 保 を受け な で 有 限 あ 個 度 0 人 た場へ で、 て、 デ ] 合 本 遅 タ で 人  $\mathcal{O}$ 滞 あ 0) な 利 0 権 く 用 て、 停 利 当 利 止 益 等 該 そ 保  $\mathcal{O}$ を 12 保 請 有 多 個 護 額 求 す 人 に  $\mathcal{O}$ デ 費 る 理 た 用 由 8 が を タ 要 必  $\mathcal{O}$ あ す 利 要 る
- 3 なこ 提 又 供 は 本 れ 人  $\mathcal{O}$ 第 停 + は に 代 七 止 受信 を 条 わ る 請  $\mathcal{O}$ べ 求 規 者 き す 定 情 措 ることが 報 12 違 取 置 反 をとるときは 扱 事 L で 業 て 'きる。 第三者 者 に 対 に し、 ک 提 当 供  $\mathcal{O}$ 限 さ 該 ŋ れ 本 で 7 人 が な 1 ると 識 1 別 き さ は れ る 保 当 該 有 個 保 有 人 デ 個 ] 人 デ タ が ] 第 タ  $\mathcal{O}$ + 六 第 条 第 者 項  $\mathcal{O}$
- 4 こと 者 1 受信 0 が た 提 だ 者 判 供 明 情 を 報 停 当 た 取 該 کے 扱 止 す き 事 保 業 ることが 有 は 者 個 遅 は 人 滯 デ 困 な 前 難 く 項 タ な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 当 第 規 合 定 該 で 者 に 保 ょ あ 有 る 個 0  $\mathcal{O}$ て、 請 提 人 デ 求 供 本  $\mathcal{O}$ を受け 人 停 タ 0) 止  $\mathcal{O}$ 第 た 権 に 場 三 利 多 合 利 額 者 てで 益  $\mathcal{O}$ ^ を 費 あ  $\mathcal{O}$ 保 提 0 用 護 て、 を 供 す 要 を Ś 停 そ す た る  $\mathcal{O}$ 止 め 場 請 な 必 合 求 要 そ け 12 理 なこ  $\mathcal{O}$ れ 他 ば 由 れ な が  $\mathcal{O}$ に 第 ら あ 代 な る

わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5

若 規 <u>つ</u> 定 ( ) 受信 L < 7 に ょ 者 利 は 第 情 る 用 請 停 報 者 取 求 止 等 扱 に を 事  $\mathcal{O}$ 係 業 提 る 行 者 供 保 0 を 有 たとき若 は 停 個 第 止 人 L デ 項 な L < タ  $\mathcal{O}$ 1 旨 規  $\mathcal{O}$ は 利 定  $\mathcal{O}$ 全 に 決 部 用 定 ょ 若 停 る請 を L 止 L < 等 求 たとき は を に係 行 部 わ る保 は、 な に 0 1 有 本 旨 1 人に 個 7  $\mathcal{O}$ 第 決 人 デー 対 三者 定 し、 を タ L 0 遅 た  $\mathcal{O}$ کے 全 滞 提 き、 供 部 な Š 若 を 停 又 L < そ 止 は  $\mathcal{O}$ 第 L は 旨 た と 部 を 項 き に 涌  $\mathcal{O}$ 

(理由の説明)

知

L

な

け

れ

ば

な

5

な

\ <u>`</u>

第二 措 前 置 条 + をと そ 第 兀 五.  $\mathcal{O}$ 理 5 項 な 受信  $\mathcal{O}$ 由 規 を 1 旨 定 者 説 情 明 を に す 通 ょ 報 る 知 り、 取 す ょ 扱 う る 本 事 努 場 業 人 者 合 か 8 は、 な 又 5 け は 求 そ 第二  $\emptyset$ れ ば 5  $\mathcal{O}$ + 措 な れ 条 5 置 第三 な لح 又 異 は 1 項、 な 請 る 求 第 措 さ <del>-</del>+ 置 れ をと た 措 \_\_<del>-</del> る旨 条第三 置  $\mathcal{O}$ を通 全 部 項、 知 又 第二 す は る 一 十 二 場 部 合 に 条 は 0 第三 7 て 本 項 人 に そ 又 は 対  $\mathcal{O}$ 

(開示等の請求等に応じる手続)

第二十 る 開 t 五 0 示 を 等 条 条 定 第  $\mathcal{O}$ 受信  $\Diamond$ 請 ることが 項 求 等」 若 者 情 < کے 報 1 できる。 は 取 う。 第二十三 扱 事 業 ک に 者 関 条 は、  $\mathcal{O}$ 場 第 一合に 第二十条第 そ 項 若 お  $\mathcal{O}$ 求 1 L < て、 8 又 は 項 本 は 第 人 三 0 請 は 求 規 項 を 定  $\mathcal{O}$ 当 受 に 規 ょ 該 け 定 る水 方 付 に 法 ょ け に従  $\Diamond$ る る 方 又 請 は 法 0 求 て、 とし 第二十一 以 下 開 て ک 次 示 条 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 各 条 第  $\mathcal{O}$ 請 号 12 に 項、 求 お 等 掲 1 を 第 げ て

行わなければならない。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 開 示 等  $\mathcal{O}$ 請 求 等 に 際 L て 提 出 すべ き書 面 電 磁 的 記 録を含 む。  $\mathcal{O}$ 様 式 こその 他 0) 開 示 等 0) 請 求

等の方式

 $\equiv$ 開 示 等  $\mathcal{O}$ 請 求等をする者が本人又は第三 項に規定する代理人であることの 確 認  $\mathcal{O}$ 方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 は、 資 を はす 特 受信 定す Ś 本 情 人 者 報 が る 情 容易か に  $\mathcal{O}$ 報 提 足 取 供 り 扱 そ る 事 つ 的 事  $\mathcal{O}$ 業 者 確 他 項 本 に  $\mathcal{O}$ は 開 人 提  $\mathcal{O}$ 示 示 本 等の を求 利 人 便を考慮 に 請求等をすることができるよう、 対 めることが し、 L 開 た 示 適切 できる。 等  $\mathcal{O}$ な措 請 求 置をとらなけ ک 等 0) に 場 関 合に お そ れば、 当該 7  $\mathcal{O}$ て、 対 保 ならな 象 受信 とな 有 個 る 人デ 者 保 情 報 有 取 個 タ  $\mathcal{O}$ 扱 人 特定に デ 事 業 者 タ

- 3 開 示 等  $\mathcal{O}$ 請 求 等 は 次に 撂 げげ る 代 理 人 に ょ 0 てす ることが できる。
- 未 成 年 · 者 又 は 成 年 被後 見 人  $\mathcal{O}$ 法 定 代 理 人
- 開 示 等 0) 請 求等をすることに つき本・ 人が委任 L た代理人
- 4 ては 受信 本 者 人に 情 報 過 取 重 扱 な 事 負 担 業 者 は、 を課するも 前三 項 0  $\mathcal{O}$ 規 となら 定 に ない 基づ ょ き う配 開 示 慮 等  $\mathcal{O}$ L な 請 け 求 れ 等 ば に なら 応 じ る手 な 続 を定 8 る . 当 た

(手数料)

第二十 き又は 六 第 条 十 受信 者 条 情 第 報 項 取 扱  $\mathcal{O}$ 規 事 業 定 に 者 ょ は、 る 第二 開 示 +  $\mathcal{O}$ -条 第 請 求 を受け 項  $\mathcal{O}$ た 規 とき 定 に は ょ る 当 利 該 用 措 目 置 的  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 実 通 施 知 を 12 関 求  $\Diamond$ L 5 手 れ た 数 لح 料

2 あ 受信 る لح 認 者  $\Diamond$ 情 5 報 取 れ る 扱 範 事 囲 業 内 者 は に お 前 1 て、 項  $\mathcal{O}$ そ 規 定  $\mathcal{O}$ 手 に 数 ょ 料 り 手  $\mathcal{O}$ 額 数 を定 料 を 徴  $\Diamond$ な 収 け す れ る 場 ば な 合 5 は、 な 実 1 費 を 勘 案 L 7 合 理 的 で

(事前の請求)

を

徴

収

す

ること

が

で

きる。

第二 提 規 か ľ 定 + 起することが に め 七 ょ 当 る 請 該 本 請 求 人 で は、 求 に きな を 係 行 る 第 **,** \ 訴 + え ただ を か <del>\_\_</del> 提 条 つ、 L 起 第 そ L 当 項、  $\mathcal{O}$ ようとするときは、 到 該 訴 達 第二十二 え L た 0 被 日 条第 告 か となるべ ら 二 週 そ 項 間 又  $\mathcal{O}$ き者がそ を 訴 は 経 え 第二十三条 過  $\mathcal{O}$ L 被 告と た 0 請 後 ポを拒 な で 第 な るべ け 項 き者 若 れ んだときは ば、 L に < そ 対 は  $\mathcal{O}$ 第 訴 項 え あ を 0 5

2 前 項  $\mathcal{O}$ 請 求 は そ 0) 請 求 が 通 常 到 達 すべ きで あ 0 た 時 に、 到 達 L た ₽ 0 と み な す。

限

り

で

な

1

3 規 定 前 に ょ 項 る  $\mathcal{O}$ 規 請 定 求 に は、 係 第 る 仮 + 処 分 <del>\_\_</del> 命 条 令 第  $\mathcal{O}$ 申 項、 <u>\\</u> てに 第二十二条 つい て 準 第 用 <del>---</del> す 項 る。 又 は 第二十三条 第 項 若 L くは 第 項

 $\mathcal{O}$ 

(受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 に ょ る 苦 情  $\mathcal{O}$ 処 理

第二十 八 条 受信 者情 報 取 扱 事 業 者 は、 放送受信 者 等 0 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に関 す うる苦情  $\mathcal{O}$ 適 切 か 0 迅

速な処理に努めなければならない。

2 受 信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 目的 を達成するために必 要な体 制 0 整備 に努め、 なけれ ば ならな

\ \ \

(匿名加工情報の作成等)

第二 識 を 構 十 別 す 成す 九 ること及 条 るも 受信  $\mathcal{O}$ 12 び 者 情 そ 限 る。  $\mathcal{O}$ 報 作 取 ک 成 扱 0) 事 に 章 用 業者は、 1 及び第三十 る 個 放送受信 人 情 六 報 条 を 1者等 に 復 元 お す  $\mathcal{O}$ 1 7 匿 ることが 同 名 U. 加 工 情 で 報 きな を 作 置 成 7 よう するときは 名 加加 に 工 す 情 る 報 た デ 8 特 に 定 タ ベ 必  $\mathcal{O}$ 要 個 ] な ス 人 等 を

**当** 個 該 人 全部 情 報 又 に 含 は ま 部 れ 0) る 特 記 述 定 等  $\mathcal{O}$ を 個 復 人 を 元 、することのできる規則 識 別 す ることが できる 性 記 を 述 有 等 L  $\mathcal{O}$ な 全 \ \ 部 方法 又 は に ょ 部 を ŋ 他 削 除  $\mathcal{O}$ 記 す 述 ること 等に

 $\mathcal{O}$ 

と

Ū

て

次に

定

め

る

基

準

に

従

11

当

該

個

人

情

報

を

加

工

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

置

一き換

えること

を

含

む。

- で きる 個 人 規 情 則 報 性 に を有 含ま れ L な る 個 1 方 人識 法 に 別 符 ょ ŋ 号 0 他 全  $\mathcal{O}$ 部 記 述 を 等 削 に 除 置き換えることを含む。 すること (当 該 個 人 識 別 符 1号を: 復 元 す ること 0
- 三 事 ることの 業 個 者 人 情 に お 報 できる規 لح 1 当 て 取 該 個 n 則 扱 人 性 情 う · を 有 情 報 報 に L 措 を な 相 置 *\* \ を 互. 方法 講 12 連 ľ により 結 7 得 す る 5 当 符 れ 該 号 る 個 に 情 人情 報 限 とを る。 報と当 連 結 を 該 削 す る 個 除 人情 符 する 号 こと 報 に 現 措 に **(当** 受 置 該 信 を 講 符 者 情 U 号 7 を 報 得 復 取 扱 元

れ る 情 報 を 連 結 することができない符号に置き換えることを含む。

兀 特 異 な 記 述 等 を 削 除すること (当該 特 異 な記 述等 を復元すること のできる規則 性を有 な 方

法により他の記述等に置き換えることを含む。)。

五. 前 各 号に 掲 げ る 措 置  $\mathcal{O}$ ほ か、 個 人 情 報 に 含ま れ る 記 述 等と当 該 個 人 情 報 を含 む 個 人 情 報 デ タ

等 0 性 質 を 勘 案 その結果 を 踏 ま えてて 適切 な措 置 を 講 ず ること。

ベ

]

ス

等

を

構

成

す

る

他

 $\mathcal{O}$ 

個

人

情

報

に

含ま

れ

る

記

述

等

との

差

異

そ

0

他

 $\mathcal{O}$ 

当

該

個

人

情

報

デ

1

タ

ス

2 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 放 送 受 信 者 等  $\mathcal{O}$ 匿 名 加 工 情 報 を 作 成 L た とき は そ  $\mathcal{O}$ 作 成 に 用 1 た 個

報 人  $\mathcal{O}$ 情 漏 報 え か 6 1 削 を 防 除 止 L す た る 記 た 述 等 8 に 及 必 び 要 個 な 人 ŧ 識 別  $\mathcal{O}$ とし 符 号 て 並 次に び に 定 前 8) 項 る  $\mathcal{O}$ 基 規 準に 定 12 従 ょ \\ \ り 行 これ 0 た 加 5  $\mathcal{O}$ 工 情  $\mathcal{O}$ 報 方 法  $\mathcal{O}$ 安 に 全 関 管 す る 理 情  $\mathcal{O}$ 

ための措置を講じなければならない。

することが 並 び 加 工 12 方 前 法 項 できる 等  $\mathcal{O}$ 規 情 定 報 ŧ に (匿 0) ょ に り 名 行 限 加 る。 工 0 た 情 加 報 を 工  $\mathcal{O}$ 7 作  $\mathcal{O}$ う。 方 成 法 に 以下この に 用 関 1 す た る 個 条に 情 人 報 情 お 報 (そ **,** \ か 7  $\mathcal{O}$ 5 同 情 削 r. 報 除 を L 用 た 記 を 1 取 て 述 り 当 等 扱 及 該 Š 個 U 者 個 人 情  $\mathcal{O}$ 人 権 報 識 限 を 別 及 復 符 び 号 元

に 取 加 り 工 方 扱うとともに、 法 等 情 報  $\mathcal{O}$ 取 そ 扱 0 1 取 に 扱 関 す 1  $\mathcal{O}$ る 状 規 況 程 に 類 つ を ١ ر 整 7 備 評 価 を行 当 該 1 規 程 そ 類 0) に 結果 従 0 12 7 基 加 づ 工 き改善 方 法 等 を 情 図 報 る を た 適 8 切

責

任

を

明

確

に

定

8

ること。

に必要な措置を講ずること。

三 た 8 加 に 工 方 必 要 法 カン 等 情 0 適 報 を 切 な 取 措 ŋ ý扱う正: 置 を 講 ず 当な権限を有 ること。 L な 1 者 に ょ る 加 工 方 法等 情 報  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 を防 止 す る

3 ネ ツ 受 信 1 者  $\mathcal{O}$ 利 情 用 報 そ 取  $\mathcal{O}$ 扱 他 事 業  $\mathcal{O}$ 者 適 切 は な 方 放 送 法 受 に 信 ょ 者 り、 等 当  $\mathcal{O}$ 匿 該 居 名 加 名 加 工 情 工 情 報 報 を に 作 含 成 ま L れ た とき る 個 は 人 に 関 遅 す 滯 る な く 情 報  $\mathcal{O}$ 1 ン 項 タ 目 ] を

公

表

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

4 報 を 7 当 受信  $\mathcal{O}$ 作 該 成 項 受 者 目 L 信 た 情 を 者 場 前 報 情 項 合 取 に 報 は、 扱 取 規 事 定 扱 当 業 事 す 該 者 業 る 他 が 方 者 他  $\mathcal{O}$ が 法 受  $\mathcal{O}$ 受 当 に 信 該 ょ 者 信 項 ŋ 情 者 公 目 情 報 を 表 取 報 す 公 扱 取 る 表 事 扱 L ŧ 業 事 た  $\mathcal{O}$ 者 業 とす t 者 が 0) 当  $\mathcal{O}$ る。 とみ 委 該 匿 託 、なす。 ک 名 を 受  $\mathcal{O}$ 加 け 場 工 合 情 て に 放 報 お 送 に 受 含 11 て ま 信 は 者 れ 等 る 当 個  $\mathcal{O}$ 該 人 匿 名 公 に 表 関 加 を す 工 る 情 Ł 情 報 0

5 に 提 れ 法 供 受信 又 る 匿 当 す は 該 名 る 者 書 とき 第三 加 情 面 を 工 報 交 者 情 は 取 付 報 に 扱 に す 対 1 事 . 含 ま る 業 L ン 方 て、 タ 者 れ 法 は そ 当 る個 ネ  $\mathcal{O}$ 該 放 ツ 他 提 } 送 人 受 に  $\mathcal{O}$ 供  $\mathcal{O}$ 関 12 利 信 適 係 す 切 用 者 る そ な る 等 方 情 情  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 報 匿 報 他 12 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 名 項 適 加 ょ 匿 り 目 名 切 工 及 明 な 情 加 び 方 示 工 報 情 そ 法 を L に  $\mathcal{O}$ な 作 報 提 け ょ 成 で 供 り、 れ あ L ば る 7  $\mathcal{O}$ 当 方 な 旨 あ を 法 該 5 5 な に 電 匿 か 子 ľ 1 0 名 加 メ 1  $\Diamond$ て ] 工 公 情 第 ル 表 を  $\equiv$ 報 する 者 送 を 信信 第 に 스 す 提 者 る 供 方 さ に

6 受 信 者 情 報 取 扱 事 業者 は、 放 送受信 者 等  $\mathcal{O}$ 匿 名 加 工 情 報 を作 成 L て 自ら 当 該 匿 名 加 工 情 報 を 取 V)

扱うに 当 た 0 7 は、 当 該 匿 名 加 工 情 報  $\mathcal{O}$ 作 成 に 用 7 5 れ た 個 人 情 報 に 係 る 本 人 を 識 別 す る た 8

当該 匿 名 加 工 情 報 を 他  $\mathcal{O}$ 情 報 لح 照 合 L て は な 5 な

7 理そ 安 全 受信  $\mathcal{O}$ 管 理 者 他 情  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 た 報 該 取 8 匿 に 扱 事 名 必 業 加 要 者 工 か 情 は 0 報 適 切 放送  $\mathcal{O}$ な 適 受 措 正 信 な 置 者 取 当 等 扱 該 1  $\mathcal{O}$ 匿 を 匿 確 名 名 保 加 加 す 工 工 る 情 情 た 報 報  $\Diamond$ を  $\mathcal{O}$ に 作 作 必 成 成 そ 要 Ĺ な たときは  $\mathcal{O}$ 措 他 置  $\mathcal{O}$ を 取 自 扱 当 5 1 講 に 該 じ、 関 匿 す 名 る 加 か 苦 工 情 情 当  $\mathcal{O}$ 報 該 処  $\mathcal{O}$ 

(匿名加工情報の提供)

措

置

 $\mathcal{O}$ 

内

容を

公

表

するよう努め

な

け

れ

ば

な

5

な

第三 供 12  $\mathcal{O}$ て  $\mathcal{O}$ 作 十 適 に 関 利 用 切 係 成 す 条 な る そ L る 方法 情 情  $\mathcal{O}$ た 匿 報 他 t 名 報 に が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 加  $\mathcal{O}$ を ょ 匿 項 適 工 り 除 名 切 受 目 < 明 な 方 加 及 信 者 示 工 び 以 L 情 そ 法 情 下こ に な 報 報  $\mathcal{O}$ け 提 ょ 取 で り、 れ あ 供  $\mathcal{O}$ 扱 ば 章 る 事  $\mathcal{O}$ な 旨 業 方 あ に 5 を電 者 5 法 お な は、 カゝ 12 1 て じ 子 1 0 め、 同 メ 放送受信 1 ľ 7 公 第三者 ル 表 を送 す を第三者 者 信 に 等 るとともに、 提 す 0) 供 る方法 匿 され に 名 提 加 又 る 供 工 当 は す 匿 情 書 該 名 るとき 報 加 第 面 自 を交 三 工 者 は 情 5 付付 に 報 個 1 す に 対 人 含 る方法 L 情 ま て、 タ 報 ] れ を そ 当 る ネ 加 0 個 該 工 ツ 1 提 他 人 L

識別行為の禁止)

は、 + 当 該 条 匿 名 匿 加 名 工 加 情 工 受 報 信 0) 作 者 成 情 に 報 用 取 扱 1 5 事 業 れ た 者 個 は 人情 放 報 送 に保 受 信 る本 者 等 人  $\mathcal{O}$ を 匿 識 名 別 加 する 工 情 ため 報 を に、 取 り 当 扱 該 う 個 当 人 た 情 報 0 7 か

情 定に 5 は 十 て 削 な 準 五 報 ょ 5 用 除 年  $\mathcal{O}$ な さ 法 す 保 n る場 行 律 護 れ た 第 に わ 記 合を含 関 れ 五 た + す 述等若 る法 九 加 号) む。 工 律  $\mathcal{O}$ L Š 第 方 平 若し は 法 兀 . 成 に + 個 < 関 + 人 兀 識 五 す 条 は る 独 年 別  $\mathcal{O}$ <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 法 符号若 情 + 律第 報 第 行 政 を しく 取 法 項 五 十八 得 人 等 (同 は し、 号) 法第三十六条第 条  $\mathcal{O}$ 保 第二 又 は 第 有 当 項 す 几 + 該 に る 匿 お 個 几 条 名 人 1 加 7 情  $\mathcal{O}$ + 項、 工 準 報 情 用 第  $\mathcal{O}$ す 報 保 行 護に 項 る 政 を 機 場 他 同 関 合 関  $\mathcal{O}$ を す 情 条  $\mathcal{O}$ 保 報 含 る 第 と照 法 有 む 律 項 す Ź 合 に 平 個 L  $\mathcal{O}$ お 7 規 成 人

## (安全管理措置等)

第三 要 1  $\overline{+}$ か を 確 0 保 適 す 切 な る 匿 措 た 名 8) 置 加 に 工 一受信 匿 必 要 名 者 な 加 措 情 工 置 情 報 取扱 を 報 自  $\mathcal{O}$ 事 取 5 業者 扱 講 じ 1 に は、 関 か ける つ、 放送受信 当 書 該 情 者 措  $\mathcal{O}$ 置 等 処 理  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 内 そ 匿 容  $\mathcal{O}$ 名 を 他 加 公 工  $\mathcal{O}$ 表 匿 情 するよう努 名 報 加  $\mathcal{O}$ 安 工 全管 情 報 8 理  $\mathcal{O}$ な 適  $\mathcal{O}$ け た 正 な 8 れ ば 取 に な 扱 必

### (適用除外)

5

な

V

は 十三 部 条 が そ れ 法第七 ぞ れ 十六 当 該 各号 条第 に 規 項 各号に 定 す る · 掲 目 的 げる者 で あるときは、 12 つ V 7 は、 本 ガ そ 1  $\mathcal{O}$ F 個 ラ 人 情 1 報 を取  $\mathcal{O}$ 規 定 り 扱う目 は 適 的 用  $\mathcal{O}$ な 全 部 又

# 第三章 視聴履歴の取扱い

(視聴履歴の取扱い上の注意)

第三十 匹 条 受信者: 情 報 取 扱 事 業 者 は、 視 聴 履 歴 を 取 ŋ 扱 うに 当たっ て は、 要配 慮 個 人 情 報 を 推 知

又 は 第 三者 12 推 知 させることの な 1 よう 注 意 L な け れ ば な 5 な 1

(視聴履歴取得等に係る同意)

第三十 五. 条 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は、 あ 5 か じ 8 本 人  $\mathcal{O}$ 同 意を得 な 1 で、 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 目 的  $\mathcal{O}$ 

ため ĺŹ . 必 要なご 範 进 を 超 え て、 視 聴 履 歴 を 取 り 扱 0 て は な 5 な \ \ •

若 放送 L Š は 0) 受信 受信 に 放送 関 L 料 番 組 金 又  $\mathcal{O}$ は 視 代 聴 金 又 は  $\mathcal{O}$ 支 放 送 払 を 番 求 組 8  $\mathcal{O}$ る 視 聴 目 に 的 伴 1 行 わ れ る情報  $\mathcal{O}$ 電 磁的· 方式 による 発信

二 統計の作成の目的

三 匿名加工情報の作成の目的

2 受信 者 情 報 取 扱 事 業 者 は 放送受信 者 等 が 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 同 意  $\mathcal{O}$ 求 8 12 対 L て、 同 意 L な か 0

たことを 理 由 と L て、 放送受信 者 <u>等</u> に ょ る 放 送  $\mathcal{O}$ 受 信 を 拒 み、 又 は 妨 げ 7 は な 5 な 1

3

受信

者

情

報

取

扱

事

業

者

は

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

よる

同

意

を

得

た

場

合で

あ

0

て

f

視

聴

履

歴

に

0

V

て、

本 人の 求  $\Diamond$ に 応 じてそ  $\mathcal{O}$ 取 得を 停 止 することとし、 次 に 掲 げ る 事 項に つい て、 本 人に 通 知 又は

本 人 が 容 易 に 知 ŋ 得 る 状 態 に 置 カン な け れ ば な 5 な 1

本 人  $\mathcal{O}$ 求 8 に 応 じ て 当 該 本 人  $\mathcal{O}$ 視 聴 履 歴  $\mathcal{O}$ 取 得 を停 止 すること。

一 本人の求めを受け付ける方法

# 第四章 域外適用

## (域外適用)

第三十六条 供に関連 してその者を本人とする個 次の各号に掲げる事 項につい 人情 報を取り ては、 得 国 内 L た受信 にある放送受信者等に対する物 者情 報取 扱 事業者 が、 外 玉 品 又 に は役務 お 1 て 当該 0) 提

個 人情 報 又は当該個 人情報を用いて作成した匿名 加 工情報を取 り扱う場合についても、 適用 する。

法第 四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条に規定する事 項

第四 「 条 か ら第六条まで、 第八 条 (第二 項を除く。)、 第九 条 から 第十三条まで、 第十五 一条か 5

第十八条まで、 第二十条から第二十九条まで及び第三十三条に規定する事 項

第五章 雑則

(ガイドラインの見直し)

第三十七条 本 ガ イドラ イン につい て は、 社会情勢 0) 変化、 玉 民 の意 識 0) 変化、 技術 動 向 0) 変化等 諸

環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。